

建築基準法第52条第6項第3号に基づく認定申請要領

I 目的

この要領は、建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）第52条第6項第3号の規定による給湯設備の機械室等における容積率緩和の認定申請の際の指導方針を示したものであり、認定申請の円滑な運用を目的とする。

II 留意点

法は、建築物の敷地、構造、設備及び用途に関する最低の基準を定めた法律であり、各条項の基本趣旨を遵守しなければならない。

III 認定基準

本市の「建築基準法第52条第6項第3号に基づく認定基準」に適合するものとする。

IV 申請手続

1. 事前相談

(1) 提出時期

別途協議するものとする。

(2) 提出書類

図書の種類	明示すべき事項及び注意点
付近見取図	S=1/2500の白地図
配置図	縮尺、方位、敷地が接する道路の種別・幅員・高低差を記載
各階平面図	敷地求積図・各求積図を含む。認定に係る部分を明示。
立面図	2面以上
断面図	2面以上
その他	・容積率の限度を超える認定の対象となる高効率給湯機の仕様がわかるもの

2. 認定申請

(1) 提出書類

以下の書類を 正1部、副1部の計2部

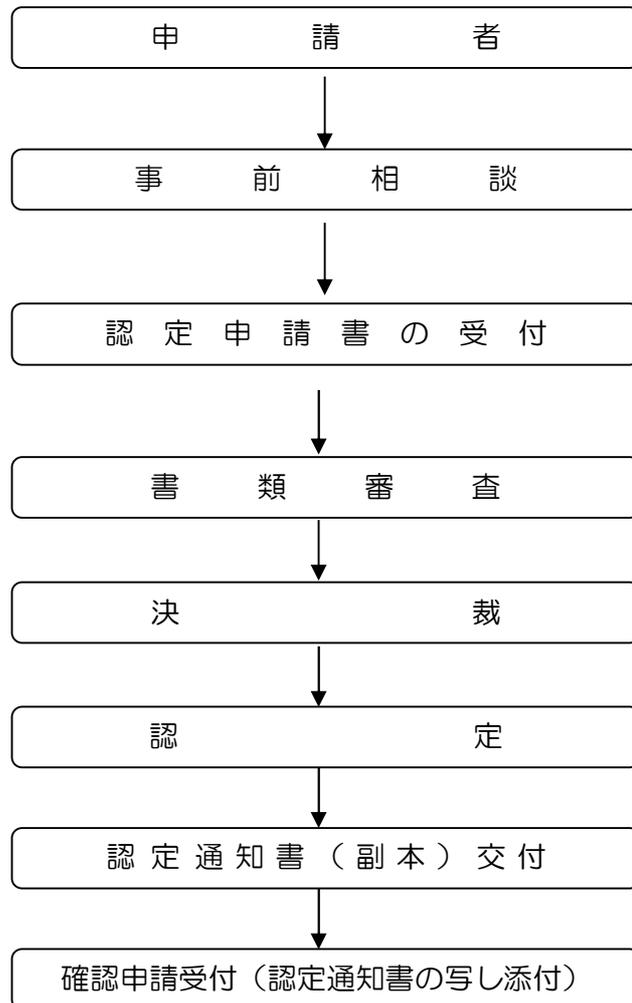
図書の種類	明示すべき事項及び注意点
認定申請書	表紙（省令第四十八号様式）
委任状	申請代理人がいる場合
認定申請理由書	申請理由を具体的に記述する。
付近見取図	S=1/2500の白地図
配置図	縮尺、方位、敷地が接する道路の種別・幅員・高低差を記載

各階平面図	敷地求積図・各求積図を含む。認定に係る部分を明示。
立面図	2面以上
断面図	2面以上
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・容積率の限度を超える認定の対象となる高効率給湯機の仕様がわかるもの ・標示板サンプル

(2) 認定手数料

西宮市手数料条例別表第 1 に定めるところにより、27,000円を認定申請受付時に納付する。

V 申請の流れ



この要領のお問い合わせは

西宮市都市局建築・開発指導部 建築指導課

TEL0798-35-3704

01に20231001